

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十八年七月三日第五号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和六年九月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第三号	取消番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定の取消しに 係る道路の種類
令和六年九月二日	指定の取消しの 年月日
埼玉県飯能市大字新光七十六―三、七十六―四、七十六―九、七十七―五、七十七―六の各一部	指定の取消しに係る道路の位置
三十九・五	指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
六・〇	指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)